

2025 年 4 月 10 日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町 5 丁目 4 番地
ID&E ホールディングス株式会社
代表執行役社長 新 屋 浩 明

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

決議事項

議 1 号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、2025 年 5 月 15 日を効力発生日として、当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）7,000,000 株を 1 株に併合すること（以下「本株式併合」といいます。）を決定いたしました。

議 2 号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。
変更の理由および内容の概要は次のとおりです。

- (1) 本株式併合の効力が生じた場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数が 8 株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が生じることを条件として、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合の効力が生じた場合には、当社の発行済株式総数は 2 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第 8 条（単元株式数）及び現行定款第 9 条（単元未満株主の権利制限）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合の効力が生じた場合には、当社株式は上場廃止となるとともに、1 株以上の当社株式を有する者は東京海上ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）のみとなり、本株式併合後の端数処理が完了した場合には、当社の株主は公開買付者のみとなる予定であるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供措置に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、現行定款第 12 条（基準日）及び現行定款第 15 条（電子提供措置等）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

株主の皆さまが所有する当社株式の取り扱いについて

当社は、本日開催の臨時株主総会において、2025 年 5 月 15 日をもって当社株式 7,000,000 株を 1 株に併合することといたしました。これに伴い、株主の皆さまが所有されている当社株式については以下の取り扱いとなります。

1. 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法

本株式併合により、公開買付者以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当社は、当該売却について、本株式併合が、当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社を公開買付者の完全子会社とするための取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が 2025 年 5 月 13 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性が低いと考えられることに鑑み、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である 2025 年 5 月 14 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に公開買付者による当社株式に対する公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格と同額である 6,500 円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、上記裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

当社は、当該裁判所の許可を得て、2025 年 6 月下旬を目途に当該端数相当株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様に交付するために必要な準備を行った上で、2025 年 8 月下旬から 9 月上旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様に交付することを見込んでおります。

2. 主なスケジュール

当社株式の最終売買日	2025 年 5 月 12 日（月曜日）（予定）
当社株式の上場廃止日	2025 年 5 月 13 日（火曜日）（予定）
本株式併合の効力発生日	2025 年 5 月 15 日（木曜日）（予定）
端数相当株式の売却代金の交付	2025 年 8 月下旬～9 月上旬（予定）

以 上